

# 国民健康保険の加入・脱退の届け出は忘れずに

十四日以内に届出を

わが国では、国民すべてが  
いずれかの医療保険（政府管  
掌健康保険、健康保険組合、  
共済組合や国民健康保険など）  
に加入する「国民皆保険」制  
度となっています。退職など  
で会社の健康保険等を脱退さ  
れたときなどは、必ず十四日  
以内にお近くの窓口センター  
に届け出てください。

## 国民健康保険（国保）に 加入していただく方は

お店などを経営している自  
営業の方  
農業や漁業などを営んでい

## 聴覚・言語に障害をお持ちの方へ

# FAXによる緊急通報システムがスタート

聴覚障害者・言語障害者の  
方が、病気などの緊急時に消  
防署にFAXで通報できるシ  
ステムがスタートしました。  
利用を希望される方は、事  
前登録を行ってください。  
対象者  
身体障害者手帳をお持ちの  
方で、聴覚障害・言語障害  
の等級が三級以上の方  
自宅にFAXを設置されて

る方

職場の健康保険に加入して  
いないパート・アルバイト  
の方

退職して職場の健康保険を  
脱退した方

外国人登録を行い、一年以  
上日本に滞在する外国籍の  
方

## 加入の届け出が遅れると

保険証がないため、その間  
の医療費は全額自己負担と  
なります。

加入資格を得た時点まで、  
保険税をさかのぼって納め  
なければならなくなります。  
かなりの額を一度に負担し

ていただくこととなります。

## 脱退の届け出が遅れると

ほかの健康保険に加入した  
ときに、国保脱退の届け出  
をしないと、知らずに保険  
税と保険料を二重に支払っ  
てしまうこととなります。  
保険証が手元にあるため、  
うっかりそれを使って診療  
を受けてしまった場合は、  
国保が負担した医療費はあ  
とで返還していただくこと  
になります。

## 問い合わせ

市民生活部保険・医療課

（滝野庁舎）

☎ 48-3002

申請書は、F

A Xなどで社会

福祉課へご連絡

いただければ郵

送いたします。また、

市ホームページからダウンロ

ードすることもできます。

申請・問い合わせ

福祉部社会福祉課（社庁舎）

☎ 43-0409

FAX 42-6862



# 福祉年金の申請をお忘れなく

新規に障害者手帳を取得された方、母子家庭と認定された方へ

身体障害者（児）、知的障害者（児）、  
精神障害者および母子家庭で児  
童を養育されている方には、「加  
東市福祉年金」が支給されます。  
平成十九年九月二日から平成  
二十年九月一日の間に、新規に  
障害者手帳を取得された方また  
は母子家庭と認定された方には、  
福祉年金支給申請書を郵送しま  
すので、九月十六日（火）まで提  
出してください。

なお、昨年、福祉年金を受給  
された方は自動更新となります  
ので申請は不要です。

また、振込口座を変更される  
場合は、口座変更届出書が必要  
ですので、印鑑および口座番号  
のわかるものを持参してくださ  
い。（郵便局は指定できません）

【申請窓口】  
各庁舎の窓口センター

## 問い合わせ

障害者手帳などをお持ちの方

福祉部社会福祉課（社庁舎）

☎ 43-0409

母子家庭の認定を受けられた方

福祉部子育て支援課（社庁舎）

☎ 43-0408

対象者	支給額（年額）	対象者	支給額（年額）
身体障害者手帳 1・2級	15,000円	精神障害者福祉手帳 1・2級	15,000円
〃 3・4級	8,000円	〃 3級	8,000円
〃 5・6級	5,000円	障害基礎年金（精神） 1・2級	15,000円
療育手帳 A・B1	15,000円	母子家庭の児童を養育する方	1人目 15,000円
〃 B2	8,000円		2人目から 1人につき 5,000円

1年以上加東市に住所を有している方が対象となります。  
2つ以上の項目に該当する時は、最も支給額の多い項目1つが適用されます。  
障害の等級などの基準日は平成20年9月1日です。